

●信用金庫「証書貸付に対する団体信用生命保険」(一般社団法人東京都信用金庫協会用)の概要

1.	この保険の特徴	○この保険は、一般社団法人東京都信用金庫協会を契約者とし、同協会に加盟する信用金庫に賦払債務を負う債務者を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中に「7.保険金のお支払い」に記載の支払事由に該当した場合に、各加盟信用金庫が生命保険会社から受け取る保険金をもって、被保険者のローン債務の弁済に充当することを目的とする団体保険です。
2.	告知に関する事項	○被保険者となられる方には健康状態について告知していただく義務があります。したがって、ご加入にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がいなどを「リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険被保険者申込書兼告知書」(以下、「告知書」)でお尋ねいたしますので、被保険者となられる方ご本人が事実をありのままに正確にもれなく記入してください。 ○被保険者となられる方の現在または過去の健康状態などによっては、加入をお断りする場合があります。
3.	保障開始日(保険期間の開始日)	○保障開始日は、融資実行日です。 (ただし、中途加入の場合は、告知日の翌月1日です。)
4.	加入日	○融資実行日(中途加入の場合は告知日)の翌月1日です。 ※加入日より保険料負担が発生。
5.	加入年齢	○加入年齢は、加入日現在の年齢が、満20歳以上満65歳以下の方です。
6.	保険期間	○保険期間は、賦払償還(返済)期間と同一となります。 償還(返済)期間の満了日における年齢が満70歳を超えるときは、満71歳の誕生日前日の属する月の末日までとします。
7.	保険金のお支払い	○被保険者が次のいずれかに該当した場合、保険金が支払われますので、支払事由に該当した場合は、早急にお申出下さい。
		支 払 事 由 ( 概 要 )
	死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき。
	高度障害保険金	保障開始日以後の傷害または疾病によって、保険期間中に次のいずれかに該当する高度障害状態になられたとき。 ①両眼の視力を全く永久に失ったもの ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ③中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの ④胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
	リビング・ニーズ特約保険金	保険期間中に余命が6ヵ月以内と判断されるとき。 ※余命の判断は、医師の診断にもとづき、生命保険会社が行います。
8.	保険金額	○被保険者が支払事由に該当したときのローンの未償還(返済)債務残高となります。(ただし、5,000万円を上限とします。)
9.	保険金が支払われない場合	○次のような場合には、保険金は支払われません。 ①「告知書」で告知日現在および過去の健康状態などについて事実を告げなかったかまたは事実と異なることを告げ、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除されたとき ②保障開始日から1年以内に自殺されたとき ③戦争その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金の支払事由に該当されたとき ④保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金の支払事由に該当されたとき ⑤被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金の支払事由に該当されたとき ⑥保障開始日前の傷害または疾病により高度障害状態になられたとき (注)原因となる傷害または疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷害または疾病を告知していただいた場合でも、お支払いの対象となりません。 ⑦保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が取り消されたとき ⑧保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があって、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効となったとき ⑨保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除されたとき
10.	借換融資に伴うご注意	○借換融資の場合は以下の事項にご留意ください。 ①新たな団体信用生命保険契約にご加入いただくこととなり、借換前に加入されていた団体信用生命保険契約からの継続的な保障はいたしません。 ②新規融資に伴うご加入と同様に告知義務があります。 ③告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たな加入のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために解除となり、保険金のお支払いができない場合があります。
11.	保障の終了(保険期間の終了)	○被保険者が次のいずれかに該当した場合には、この保険契約から脱退していただき、保障は終了します。 ①支払事由に該当し、保険金が支払われたとき ②債務を完済したとき(保証人・保証会社等による代位弁済を含む) ③保険期間が満了したとき ④告知義務違反等により加入資格を失ったとき ⑤法人融資の連帯債務者の資格を失ったとき ⑥法人融資の連帯保証人の資格を失ったとき ⑦約定または金銭消費貸借契約に基づく期限の利益を喪失したとき
12.	制度運営	○この制度は、一般社団法人東京都信用金庫協会が共同引受生命保険会社(事務幹事会社:富国生命保険相互会社)と締結した団体信用生命保険契約にもとづいて運営します。

(ご注意)上表は、ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、「告知書」に添付の重要事項のご説明、契約概要、注意喚起情報、「告知書」の加入申込者控裏面の「リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」および「個人情報の取扱いについて」保険契約者と生命保険会社からのお知らせを必ずご確認ください。



# 信用金庫の団体信用生命保険付きローン

## 大きな安心をサポートする

# しんきん証貸団信制度

証書貸付に対する団体信用生命保険(リビング・ニーズ特約付)が付いており、借入期間中、事業主さまに万一の事態が生じても、保険金で残存借入金が弁済されます。

万一の事態の場合も事業の継承者の方に債務が残らず、円滑な事業承継が図れます。

連帯保証人・個人の方もご利用いただけます。

ローンお借入れ中は日常の健康やメンタルヘルスに関する相談を24時間365日無料で電話にてご利用いただけます。

この街と生きていく

**SHINKIN** 信用金庫

# 信用金庫の 団体信用生命保険付き ローン

## 「しんきん証貸団信」 のメリット

信用金庫「団体信用生命保険付きローン」は、ローン返済中の債務者、法人融資の連帯保証人の方が、①死亡 ②所定の高度障害状態 ③余命6ヵ月以内と判断される場合、団体信用生命保険の保険金により、そのローンの債務残高が全額弁済されます。

ローンお借入れ中は、日常の健康やメンタルヘルスに関する相談を24時間365日無料で電話にてご利用いただけます。

### 団体信用生命保険の主な内容

契約形態	保険契約者：一般社団法人東京都信用金庫協会 保険料負担者：信用金庫 被保険者：ローン債務者 保険金受取人：信用金庫
資金使途	資金使途が定められていないローン（フリーローン・カードローンなど）を除くすべての証書貸付 ※（賦払償還（返済）債務とし、一括償還（返済）債務を除きます） ※信用金庫によっては、お取り扱いできないローン商品があります。
保険金額	債務残高と同額となります。なお、最高保険金額は5,000万円です。
加入資格	以下いずれかに該当する、加入日現在満20歳以上65歳以下の方 ①個人（個人事業主を含む） ②法人融資連帯債務者 ③法人融資連帯保証人 ※申込書兼告知書にもとづき、生命保険会社から加入の諾否を得る必要があります（健康状態によっては、ご加入できない場合があります）。
保障開始日 および 保険期間	保障開始日は融資実行日です。ただし、中途加入の場合は告知日の翌月1日となります。また、保険期間は融資の返済期間と同一となります（ただし、融資返済期日における年齢が満70歳を超えるときは、満71歳の誕生日前日の属する月の末日までとなります）。  例) ※6月15日生まれの場合 (6月30日が誕生日前日の属する月の末日になります) 6/14 6/15 6/30 誕生日前日 誕生日 誕生日前日の属する月の末日  ※6月1日生まれの場合 (5月31日が誕生日前日の属する月の末日になります) 5/31 6/1 誕生日の前日であり、誕生日前日の属する月の末日 誕生日
保障の内容	被保険者が保険期間中、以下の事由に該当した場合に、生命保険会社から受け取る保険金により、信用金庫に対して負う債務が弁済されます。 ①保険期間中に死亡されたとき。 ②保障開始日以後の傷害または疾病が原因で、保険期間中に高度障害状態（※）に該当したとき。 ③余命6ヵ月以内と判断されるとき（※）。 ※詳しくは、裏面に記載の概要「7. 保険金のお支払い」をご覧ください。また、「9. 保険金が支払われない場合」がありますのでご確認ください。

### 「あんしん健康相談ダイヤル」の主な内容

病気や健康に関する不安や疑問、病院で処方された薬の効果や副作用に関する相談等を24時間365日無料で電話にてご利用いただけるほか、対面カウンセリングを受けることができます（一部有料サービス有）。



#### 電話相談サービス

健康・医療相談、健康管理相談、メンタルヘルス電話カウンセリング、健康チェックサポートサービス（有料）、介護・育児相談、ドクターアドバイス（予約制）、医療機関情報提供



#### メンタルヘルス対面カウンセリング

1名につき年間5回（1回50分）まで無料で、対面によるメンタルヘルス相談を受けることができます。  
※相談の有無や内容を第三者に知られることはありません。



## Q & A

### よくあるご質問

- Q** この団体信用生命保険の保険料は誰が負担するのですか？
- A** 実質的な保険料は信用金庫が負担することになります。ただし、融資利率に保険料分を上乗せさせていただく場合がございますので、詳しくは信用金庫窓口にてご確認ください。
- Q** 複数の借入れをしているのですが、この制度に重複、または複数の信用金庫で加入できますか？
- A** 保険金額が通算して5,000万円以内であれば、この制度に重複して加入することができます。また、この制度を利用している信用金庫であれば、複数の信用金庫で加入することもできます。
- Q** 既に借入れしている場合、その借入れに団体信用生命保険を付けられますか？
- A** 付けられます（一部の信用金庫では中途加入できない場合があります）。
- Q** 融資契約を維持したまま、団体信用生命保険のみ任意脱退することは可能ですか？
- A** 申し訳ございませんが、任意脱退することはできません。
- Q** 連帯債務者がいる場合、団体信用生命保険の加入はどのようにできるのでしょうか？
- A** 個人融資の場合は、1貸付契約につき2名さままで被保険者として加入することができます。また、連帯債務者のうち1名さまのみが加入することも可能です。法人融資の連帯債務者の場合は、常勤取締役以上の実質的経営者の方1名さまのみが加入できます。また、法人融資の連帯保証人の方は、代表権を有する方のうち1名さまのみ加入できます。

※しんきん証貸団信の概要につきましては、裏面をご覧ください。また、借入金額、借入期間、利率などの詳細は信用金庫窓口または担当者までお問合せください。

#### 【団体信用生命保険の引受生命保険会社】

- 富国生命保険相互会社（事務幹事会社）
- 明治安田生命保険相互会社
- 日本生命保険相互会社
- アクサ生命保険株式会社
- 第一生命保険株式会社
- 大樹生命保険株式会社
- フコクしんらい生命保険株式会社
- 大同生命保険株式会社
- 住友生命保険相互会社